

目次

総合火災制御設備規則	2
1 章 総則	2
1.1 一般	2
2 章 検査	4
2.1 一般	4
2.2 登録検査	5
2.3 維持検査	7
3 章 総合火災制御設備－一般	11
3.1 総合火災制御場所	11
3.2 消防員装具	11
3.3 防火及び消火の手引書	12
4 章 総合火災制御設備－A 類機関区域	16
4.1 一般	16
4.2 固定式火災探知警報装置	16
4.3 可燃性油装置等の防火対策	16
4.4 通風機及び閉鎖装置	16
4.5 TV モニタ	17
4.6 固定式局所消火装置	17
5 章 総合火災制御設備－貨物区域	18
5.1 一般	18
5.2 引火性の液体貨物をばら積で運送する船舶の貨物油ポンプ室	18
6 章 総合火災制御設備－居住区域及び業務区域	19
6.1 一般	19
6.2 固定式火災探知警報装置	19
6.3 固定式消火装置	19
6.4 通風機	19

総合火災制御設備規則

1 章 総則

1.1 一般

1.1.1 適用

本規則は、日本海事協会（以下、「本会」という。）の[登録規則 2 章](#)の規定により船級を登録する船舶又は登録した船舶に設備される消火設備であって、同[規則 3 章](#)の規定により登録を受けようとする設備（以下、「総合火災制御設備」という。）に適用する。

1.1.2 同等効力

本会は、本規則に規定する総合火災制御設備と同等の効力があるものを、本規則に適合するものとして認めることがある。

1.1.3 新しい概念による設備

本規則とは異なる概念に基づいて設計又は設備される総合火災制御設備については、本会は実行可能な限り本規則の規定を適用するとともに、必要に応じて本規則の規定以外の要求を行うことがある。

1.1.4 設備に対する表示

- 1. 本規則の [1 章](#)から [5 章](#)に適合する総合火災制御設備を、「**IFC・M**」で表示する。
- 2. 本規則の [1 章](#)から [3 章](#)及び [6 章](#)に適合する総合火災制御設備を、「**IFC・A**」で表示する。
- 3. 本規則の [1 章](#)から [6 章](#)に適合する総合火災制御設備を、「**IFC・AM**」で表示する。

1.1.5 旅客船

旅客船の総合火災制御設備については、本会の適当と認めるところによらなければならない。

1.1.6 定義

本規則で使用する用語の定義は、[鋼船規則 R 編](#)によるほか、次の(1)から(3)に定めるところによる。

- (1) 可燃性油とは次の(a)から(g)に示す油をいう。
 - (a) 貨物油
 - (b) 燃料油
 - (c) 潤滑油
 - (d) 操作油（不燃性のものは除く）
 - (e) 熱媒油
 - (f) 廃油
 - (g) 助燃油
- (2) 火災危険物とは、可燃性油を保有し、火災の際に特に危険となる次の(a)から(i)に示す管装置及び機器をいう。
 - (a) 往復動内燃機関付属の可燃性油管（継手も含む）
 - (b) 可燃性油管中の継手
 - (c) 可燃性油ポンプ
 - (d) 可燃性油こし器
 - (e) 可燃性油の熱交換器
 - (f) 可燃性油の清浄機（クラリファイアを含む）
 - (g) ボイラ、熱媒油加熱器、イナートガス発生装置及び焼却装置の噴燃装置
 - (h) 可燃性油タンク付きの液面計、付着品及び油受け
 - (i) 二重底燃料タンクの測深管頭
- (3) 発火源とは、次の(a)から(f)に示すものをいう。
 - (a) 排ガス管

- (b) 蒸気管
- (c) 過給機
- (d) 電気機器
- (e) ボイラ，熱媒油加熱器及び焼却装置
- (f) 裸火（もしあれば）

2 章 検 査

2.1 一 般

2.1.1 検 査 の 種 類

検査の種類は次のとおりとする。

- (1) 登録のための検査（以下、本規則において「登録検査」という。）
- (2) 登録を維持するための検査（以下、本規則において「維持検査」という。）

維持検査の種類は、次のとおりとする。

- (a) 定期検査
- (b) 中間検査
- (c) 年次検査
- (d) 臨時検査
- (e) 不定期検査

2.1.2 検 査 の 時 期

検査の実施時期は次の(1)又は(2)の規定による。検査は、原則として、船級検査の時期に行う。

- (1) 登録検査は、登録申込みがあったときに行う。
- (2) 維持検査は、次の時期に行う。
 - (a) 定期検査は、[鋼船規則 B 編 1.1.3-1.\(3\)\(a\)](#)に規定する時期に行う。
 - (b) 中間検査は、[鋼船規則 B 編 1.1.3-1.\(2\)](#)に規定する時期に行う。
 - (c) 年次検査は、[鋼船規則 B 編 1.1.3-1.\(1\)](#)に規定する時期に行う。
 - (d) 前(a)から(c)にかかわらず、臨時検査にあつては、定期検査、中間検査又は年次検査の時期以外の時期に次のいずれかに該当するとき、これを行う。検査の実施にあつては、通常の検査において得られる検査に必要な情報と同様の情報が得られると、本会が認める通常の検査方法と異なる検査方法で行うことを認める場合がある。
 - i) 設備の重要な部分に損傷が生じたとき又はこれを修理若しくは新換するとき
 - ii) 設備の改造又は変更を行うとき
 - iii) その他、本会が検査を行う必要があると判断したとき
 - (e) 不定期検査は、登録を受けた設備が、[船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件 1.4-3.](#)に該当する疑いがあり、かつ、本会が検査により設備の現状等を確認する必要があると認めた場合に行う。

2.1.3 検 査 の 時 期 の 変 更 繰 上 げ 及 び 延 期

-1. 検査の時期の変更繰上げ

定期検査、中間検査及び年次検査の時期の変更繰上げについては、[鋼船規則 B 編 1.1.4](#)の規定による。

-2. 検査の延期

定期検査の延期については、[鋼船規則 B 編 1.1.5-1.\(1\)](#)又は(2)の規定による。

2.1.4 検 査 の 準 備 等

-1. 検査申込者は、受けようとする検査の種類に応じ、この規則に定められている検査項目及び規定に基づき必要に応じて検査員が指示する検査項目について、十分な検査が行えるように必要な準備をしなければならない。この準備には、検査上必要な程度まで容易且つ安全に近づくことができる設備、検査上必要な装置、証書、検査記録及び点検記録等の準備、並びに機器等の開放、障害物の撤去及び清掃を含むものとする。

また、検査に使用される検査機器、計測機器及び試験機器は、個別に識別でき、かつ、本会の適当と認める標準に従い校正されたものでなければならない。ただし、簡単な計測機器（定規、巻き尺、マイクロゲージ等）及び船舶の機器に備えられた計測機器（圧力計、温度計、回転計等）については、他の計測機器との比較等の適当な方法により、その精度が確認できればよい。

-2. 検査申込者は、検査を受けるとき、検査事項を承知しており検査の準備を監督する者を検査に立会わせ、検査に際して検査員が必要とする援助を与えなければならない。

-3. 検査に際して必要な準備がされていないとき、立会人がいないとき又は危険性があると検査員が判断したときは、検査を停止することがある。

2.1.5 検査の結果、修理を必要と認めたときの処置

検査の結果、修理をする必要を認めたときは、検査員はその旨を船主又はその代行者に通知する。この通知を受けたときは、修理をしたうえ検査員の確認を受けなければならない。

2.2 登録検査

2.2.1 提出図面及び書類

-1. 登録検査を受けようとする総合火災制御設備については、該当各章の規定に応じ、次の(1)から(6)に掲げる図面及び書類を提出して、本会の審査を受けなければならない。

- (1) 総合火災制御場所の位置を示す図面及び総合火災制御場所内の配置図
- (2) 総合火災制御場所から遠隔制御及び監視される機器の一覧
- (3) 次の(a)から(d)に示す装置の要目及び配置図
 - (a) 固定式火災探知警報装置
 - (b) A 類機関区域監視用の TV モニタ
 - (c) 固定式局所消火装置
 - (d) 自動スプリンクラ装置（火災探知及び火災警報の装置を内蔵するもの）又は本会が適当と認める水噴霧消火装置
- (4) 次の(a)から(o)に示す装置の遠隔制御及び監視に関する図面（給電系統を含む制御回路の系統図及び作動説明書を含むもの）
 - (a) 消火ポンプ及び消火管系
 - (b) 固定式炭酸ガス消火装置
 - (c) 固定式高膨脹泡消火装置
 - (d) 固定式加圧水噴霧消火装置
 - (e) A 類機関区域の通風機及び閉鎖装置
 - (f) 可燃性油ポンプ
 - (g) A 類機関区域の可燃性油タンクの弁
 - (h) A 類機関区域監視用の TV モニタ
 - (i) 固定式局所消火装置
 - (j) 引火性の液体貨物をばら積で運送する船舶にあっては、貨物油ポンプ室の通風機及び閉鎖装置
 - (k) 油タンカーにあっては、固定式甲板泡消火装置
 - (l) 液化ガスばら積船にあっては、水噴霧装置
 - (m) 液化ガスばら積船にあっては、固定式ドライケミカル粉末消火装置
 - (n) 自動スプリンクラ装置（火災探知及び火災警報の装置を内蔵するもの）又は本会が適当と認める水噴霧消火装置
 - (o) 居住区域及び業務区域の通風機
- (5) 次の(a)から(c)の事項について記載されている防火及び消火の手引書
 - (a) 火災時の脱出方法
 - (b) 本規則により装備された消火設備を含む、消火設備の位置、使用方法及び整備方法
 - (c) 消火訓練
- (6) その他本会が必要と認める図面及び書類

-2. 前-1.に規定する図面及び書類は、次の(1)から(3)に従い本会に提出しなければならない。

- (1) 紙図面で提出する場合には、本会用に 2 部及び返却希望部数を提出する。
- (2) 電子図面で提出する場合には、本会のシステムを通じて提出する。
- (3) 前(1)及び(2)によらない場合は本会が適当と認める方法で提出する。

2.2.2 検査及び試験

総合火災制御設備は、当該装置を備える場合は、登録検査において次の(1)から(18)に掲げる検査又は試験を行い良好な

結果でなければならない。

- (1) 固定式火災探知警報装置

作動した探知器が属する区域が総合火災制御場所に表示されることの確認。
- (2) 消火ポンプ及び消火管系
 - (a) 主消火ポンプ及び固定式非常用消火ポンプにあつては、総合火災制御場所からの遠隔操作による射水試験。ただし、消火栓は総合火災制御場所から遠隔制御される必要はない。
 - (b) 表 3.2 に示す項目が総合火災制御場所での監視されることの確認。
- (3) 固定式炭酸ガス消火装置
 - (a) 総合火災制御場所での放出前警報の発信試験。
 - (b) 表 3.3 に示す項目が総合火災制御場所での監視されることの確認。
- (4) 固定式高膨脹泡消火装置
 - (a) 総合火災制御場所からの遠隔操作による水供給ポンプ、泡消火液移送ポンプ及び関係弁の作動試験。
 - (b) 表 3.4 に示す項目が総合火災制御場所での監視されることの確認。
- (5) 固定式加圧水噴霧消火装置
 - (a) 総合火災制御場所からの遠隔操作による水供給ポンプ及び区画制御弁の作動試験。
 - (b) 表 3.5 に示す項目が総合火災制御場所での監視されることの確認。
- (6) 可燃性油ポンプ
 - (a) 総合火災制御場所からの遠隔操作による可燃性油ポンプの停止試験。
 - (b) 表 3.6 に示す項目が総合火災制御場所での監視されることの確認。
- (7) A 類機関区域の可燃性油タンク付遠隔閉鎖弁
 - (a) 総合火災制御場所からの遠隔操作による A 類機関区域の可燃性油タンク付遠隔閉鎖弁の閉鎖試験。
 - (b) 表 3.6 に示す項目が総合火災制御場所での監視されることの確認。
- (8) A 類機関区域の通風機及びボイラ用送風機
 - (a) 総合火災制御場所からの遠隔操作による A 類機関区域の通風機及びボイラ用送風機の停止試験。
 - (b) A 類機関区域に固定式炭酸ガス消火装置が使用されている場合は、A 類機関区域の通風機及びボイラ用送風機の消火剤放出前自動停止試験。
 - (c) 表 3.7 に示す項目が総合火災制御場所での監視されることの確認。
- (9) A 類機関区域の排煙用通風機
 - (a) 総合火災制御場所からの遠隔操作による A 類機関区域の排煙用通風機の始動及び停止試験。
 - (b) 表 3.7 に示す項目が総合火災制御場所での監視されることの確認。
- (10) A 類機関区域の閉鎖装置
 - (a) 総合火災制御場所からの遠隔操作による A 類機関区域開口部のダンパの開閉試験。
 - (b) A 類機関区域に固定式炭酸ガス消火装置が使用されている場合は、A 類機関区域開口部のダンパの消火剤放出前自動閉鎖試験。
 - (c) 表 3.7 に示す項目が総合火災制御場所での監視されることの確認。
- (11) A 類機関区域監視用の TV モニタ

A 類機関区域を総合火災制御場所での映像により監視できることの確認。
- (12) 固定式局所消火装置
 - (a) 受圧部の圧力試験。試験圧力は使用圧力の 1.5 倍とする。
 - (b) 配管の通気試験。(空気を使用してよい。)
 - (c) 総合火災制御場所からの遠隔操作による作動試験。
 - (d) 表 3.9 に示す項目が総合火災制御場所での監視されることの確認。
- (13) 貨物油ポンプ室の通風機及び閉鎖装置
 - (a) 総合火災制御場所からの遠隔操作による貨物油ポンプ室の通風機の停止試験及び貨物油ポンプ室開口部ダンパの閉鎖試験。
 - (b) 貨物油ポンプ室に固定式炭酸ガス消火装置が使用されている場合は、消火剤が放出される前の、貨物油ポンプ室通風機の自動停止試験及び貨物油ポンプ室開口部ダンパの自動閉鎖試験。
 - (c) 表 3.10 に示す項目が総合火災制御場所での監視されることの確認。

- (14) 固定式甲板泡消火装置
 - (a) 総合火災制御場所からの遠隔操作による水供給ポンプ、泡消火液移送ポンプ及び関係弁の作動試験。
 - (b) 表 3.11 に示す項目が総合火災制御場所で監視されることの確認。
- (15) 水噴霧装置
 - (a) 総合火災制御場所からの遠隔操作による水噴霧試験。
 - (b) 表 3.12 に示す項目が総合火災制御場所で監視されることの確認。
- (16) 固定式ドライケミカル粉末消火装置
 - 表 3.13 に示す項目が総合火災制御場所で監視されることの確認。
- (17) 自動スプリンクラ装置（火災探知及び火災警報の装置を内蔵するもの）又は本会が適当と認める水噴霧消火装置
 - (a) 受圧部の圧力試験。試験圧力は使用圧力の 1.5 倍とする。
 - (b) 配管の通気試験。（空気を使用してよい。）
 - (c) スプリンクラ用探知器 1 個を作動させた場合の警報装置、水供給ポンプ等の自動作動試験。
 - (d) 総合火災制御場所からの遠隔操作による水供給ポンプの作動試験。
 - (e) 表 3.14 に示す項目が総合火災制御場所で監視されることの確認。
- (18) 居住区域及び業務区域の通風機
 - (a) 固定式火災探知警報装置の火災警報による居住区域及び業務区域の通風機の自動停止試験。
 - (b) 総合火災制御場所からの遠隔操作による居住区域及び業務区域の通風機の停止試験。
 - (c) 表 3.15 に示す項目が総合火災制御場所で監視されることの確認。

2.3 維持検査

2.3.1 定期検査

総合火災制御設備は、当該装置を備える場合は、定期検査において次の(1)から(18)に掲げる検査又は試験を行い良好な結果でなければならない。

- (1) 固定式火災探知警報装置
 - 作動した探知器が属する区域が総合火災制御場所で表示されることの確認。
- (2) 消火ポンプ及び消火管系
 - (a) 主消火ポンプ及び固定式非常用消火ポンプにあっては、総合火災制御場所からの遠隔操作による射水試験。ただし、消火栓は総合火災制御場所から遠隔制御される必要はない。
 - (b) 表 3.2 に示す項目が総合火災制御場所で監視されることの確認。
- (3) 固定式炭酸ガス消火装置
 - (a) 起動のための圧力源の圧力計測。
 - (b) 総合火災制御場所での放出前警報の発信試験。
 - (c) 表 3.3 に示す項目が総合火災制御場所で監視されることの確認。
- (4) 固定式高膨脹泡消火装置
 - (a) 総合火災制御場所からの遠隔操作による水供給ポンプ、泡消火液移送ポンプ及び関係弁の作動試験。
 - (b) 表 3.4 に示す項目が総合火災制御場所で監視されることの確認。
- (5) 固定式加圧水噴霧消火装置
 - (a) 総合火災制御場所からの遠隔操作による水供給ポンプ及び区画制御弁の作動試験。
 - (b) 表 3.5 に示す項目が総合火災制御場所で監視されることの確認。
- (6) 可燃性油ポンプ
 - (a) 総合火災制御場所からの遠隔操作による可燃性油ポンプの停止試験。
 - (b) 表 3.6 に示す項目が総合火災制御場所で監視されることの確認。
- (7) A 類機関区域の可燃性油タンク付遠隔閉鎖弁
 - (a) 総合火災制御場所からの遠隔操作による A 類機関区域の可燃性油タンク付遠隔閉鎖弁の閉鎖試験。
 - (b) 表 3.6 に示す項目が総合火災制御場所で監視されることの確認。
- (8) A 類機関区域の通風機及びボイラ用送風機
 - (a) 総合火災制御場所からの遠隔操作による A 類機関区域の通風機及びボイラ用送風機の停止試験。

- (b) A 類機関区域に固定式炭酸ガス消火装置が使用されている場合は、A 類機関区域の通風機及びボイラ用送風機の消火剤放出前自動停止試験。
- (c) 表 3.7 に示す項目が総合火災制御場所で監視されることの確認。
- (9) A 類機関区域の排煙用通風機
 - (a) 総合火災制御場所からの遠隔操作による A 類機関区域の排煙用通風機の始動及び停止試験。
 - (b) 表 3.7 に示す項目が総合火災制御場所で監視されることの確認。
- (10) A 類機関区域の閉鎖装置
 - (a) 総合火災制御場所からの遠隔操作による A 類機関区域開口部のダンパの開閉試験。
 - (b) A 類機関区域に固定式炭酸ガス消火装置が使用されている場合は、A 類機関区域開口部のダンパの消火剤放出前自動閉鎖試験。
 - (c) 表 3.7 に示す項目が総合火災制御場所で監視されることの確認。
- (11) A 類機関区域監視用の TV モニタ
 - A 類機関区域を総合火災制御場所で映像により監視できることの確認。
- (12) 固定式局所消火装置
 - (a) 配管の通気試験。(空気を使用してよい。)
 - (b) 総合火災制御場所からの遠隔操作による作動試験。
 - (c) 表 3.9 に示す項目が総合火災制御場所で監視されることの確認。
- (13) 貨物油ポンプ室の通風機及び閉鎖装置
 - (a) 総合火災制御場所からの遠隔操作による貨物油ポンプ室の通風機の停止試験及び貨物油ポンプ室開口部ダンパの閉鎖試験。
 - (b) 貨物油ポンプ室に固定式炭酸ガス消火装置が使用されている場合は、消火剤が放出される前の、貨物油ポンプ室通風機の自動停止試験及び貨物油ポンプ室開口部ダンパの自動閉鎖試験。
 - (c) 表 3.10 に示す項目が総合火災制御場所で監視されることの確認。
- (14) 固定式甲板泡消火装置
 - (a) 総合火災制御場所からの遠隔操作による水供給ポンプ、泡消火液移送ポンプ及び関係弁の作動試験。
 - (b) 表 3.11 に示す項目が総合火災制御場所で監視されることの確認。
- (15) 水噴霧装置
 - (a) 総合火災制御場所からの遠隔操作による水噴霧試験。
 - (b) 表 3.12 に示す項目が総合火災制御場所で監視されることの確認。
- (16) 固定式ドライケミカル粉末消火装置
 - (a) 起動のための圧力源の圧力計測。
 - (b) 加圧媒体の圧力計測。
 - (c) 表 3.13 に示す項目が総合火災制御場所で監視されることの確認。
- (17) 自動スプリンクラ装置(火災探知及び火災警報の装置を内蔵するもの)又は本会が適当と認める水噴霧消火装置
 - (a) 各系統について、スプリンクラ用探知器 1 個を作動させた場合の警報装置、水供給ポンプ等の自動作動試験。
 - (b) 総合火災制御場所からの遠隔操作による水供給ポンプの作動試験。
 - (c) 表 3.14 に示す項目が総合火災制御場所で監視されることの確認。
- (18) 居住区域及び業務区域の通風機
 - (a) 固定式火災探知警報装置の火災警報による居住区域及び業務区域の通風機の自動停止試験。
 - (b) 総合火災制御場所からの遠隔操作による居住区域及び業務区域の通風機の停止試験。
 - (c) 表 3.15 に示す項目が総合火災制御場所で監視されることの確認。

2.3.2 中間検査

中間検査にあつては、定期検査に準じた検査を行う。

2.3.3 年次検査

総合火災制御設備は、当該装置を備える場合は、年次検査において次の(1)から(18)に掲げる検査又は試験を行い良好な結果でなければならない。

(1) 固定式火災探知警報装置

作動した探知器が属する区域が総合火災制御場所で表示されることの確認。

- (2) 消火ポンプ及び消火管系
 - (a) 主消火ポンプ及び固定式非常用消火ポンプにあっては、総合火災制御場所からの遠隔操作による射水試験。ただし、消火栓は総合火災制御場所から遠隔制御される必要はない。
 - (b) 表 3.2 に示す項目が総合火災制御場所で監視されることの確認。
- (3) 固定式炭酸ガス消火装置
 - (a) 総合火災制御場所での放出前警報の発信試験。
 - (b) 表 3.3 に示す項目が総合火災制御場所で監視されることの確認。
- (4) 固定式高膨脹泡消火装置

表 3.4 に示す項目が総合火災制御場所で監視されることの確認。
- (5) 固定式加圧水噴霧消火装置

表 3.5 に示す項目が総合火災制御場所で監視されることの確認。
- (6) 可燃性油ポンプ
 - (a) 総合火災制御場所からの遠隔操作による可燃性油ポンプの停止試験。
 - (b) 表 3.6 に示す項目が総合火災制御場所で監視されることの確認。
- (7) A 類機関区域の可燃性油タンク付遠隔閉鎖弁
 - (a) 総合火災制御場所からの遠隔操作による A 類機関区域の可燃性油タンク付遠隔閉鎖弁の閉鎖試験。
 - (b) 表 3.6 に示す項目が総合火災制御場所で監視されることの確認。
- (8) A 類機関区域の通風機及びボイラ用送風機
 - (a) 総合火災制御場所からの遠隔操作による A 類機関区域の通風機及びボイラ用送風機の停止試験。
 - (b) A 類機関区域に固定式炭酸ガス消火装置が使用されている場合は、A 類機関区域の通風機及びボイラ用送風機の消火剤放出前自動停止試験。
 - (c) 表 3.7 に示す項目が総合火災制御場所で監視されることの確認。
- (9) A 類機関区域の排煙用通風機
 - (a) 総合火災制御場所からの遠隔操作による A 類機関区域の排煙用通風機の始動及び停止試験。
 - (b) 表 3.7 に示す項目が総合火災制御場所で監視されることの確認。
- (10) A 類機関区域の閉鎖装置
 - (a) 総合火災制御場所からの遠隔操作による A 類機関区域開口部のダンパの開閉試験。
 - (b) A 類機関区域に固定式炭酸ガス消火装置が使用されている場合は、A 類機関区域開口部のダンパの消火剤放出前自動閉鎖試験。
 - (c) 表 3.7 に示す項目が総合火災制御場所で監視されることの確認。
- (11) A 類機関区域監視用の TV モニタ

A 類機関区域を総合火災制御場所で映像により監視できることの確認。
- (12) 固定式局所消火装置

表 3.9 に示す項目が総合火災制御場所で監視されることの確認。
- (13) 貨物油ポンプ室の通風機及び閉鎖装置
 - (a) 総合火災制御場所からの遠隔操作による貨物油ポンプ室の通風機の停止試験及び貨物油ポンプ室開口部ダンパの閉鎖試験。
 - (b) 貨物油ポンプ室に固定式炭酸ガス消火装置が使用されている場合は、消火剤が放出される前の、貨物油ポンプ室通風機の自動停止試験及び貨物油ポンプ室開口部ダンパの自動閉鎖試験。
 - (c) 表 3.10 に示す項目が総合火災制御場所で監視されることの確認。
- (14) 固定式甲板泡消火装置

表 3.11 に示す項目が総合火災制御場所で監視されることの確認。
- (15) 水噴霧装置

表 3.12 に示す項目が総合火災制御場所で監視されることの確認。
- (16) 固定式ドライケミカル粉末消火装置

表 3.13 に示す項目が総合火災制御場所で監視されることの確認。
- (17) 自動スプリンクラ装置（火災探知及び火災警報の装置を内蔵するもの）又は本会が適当と認める水噴霧消火装置

表 3.14 に示す項目が総合火災制御場所で監視されることの確認。

(18) 居住区域及び業務区域の通風機

- (a) 固定式火災探知警報装置の火災警報による居住区域及び業務区域の通風機の自動停止試験。
- (b) 総合火災制御場所からの遠隔操作による居住区域及び業務区域の通風機の停止試験。
- (c) 表 3.15 に示す項目が総合火災制御場所で監視されることの確認。

2.3.4 不定期検査

不定期検査では、おのおの場合に応じ、必要な事項について検査又は試験あるいは調査を行い良好な結果でなければならない。

3 章 総合火災制御設備—一般

3.1 総合火災制御場所

3.1.1 一般

-1. 総合火災制御場所を船橋、貨物制御室又は居住区域から迅速に近付くことのできる適当な場所に設けなければならない。総合火災制御場所が船橋以外の場所に設けられる場合は、当該場所は2以上の脱出経路を有するものでなければならない。脱出経路のうち1は、直接開放甲板へ通じるものでなければならない。

-2. 次の(1)から(15)に示す消火設備は、当該装置を備える場合は、表 3.1 から表 3.15 に示す事項について、総合火災制御場所から遠隔制御又は監視ができなければならない。

- (1) 固定式火災探知警報装置
- (2) 消火ポンプ及び消火主管
- (3) 固定式炭酸ガス消火装置
- (4) 固定式高膨脹泡消火装置
- (5) 固定式加圧水噴霧消火装置
- (6) 可燃性油ポンプ及びA類機関区域の可燃性油タンクの出口弁
- (7) A類機関区域の通風装置及びボイラ用送風機
- (8) A類機関区域監視用のTVモニター
- (9) 固定式局所消火装置
- (10) 貨物油ポンプ室の通風装置
- (11) 固定式甲板泡消火装置
- (12) 水噴霧装置
- (13) 固定式ドライケミカル粉末消火装置
- (14) 自動スプリンクラ装置（火災探知及び火災警報の装置を内蔵するもの）又は本会が適当と認める水噴霧消火装置
- (15) 居住区域及び業務区域の通風機

-3. 総合火災制御場所からの遠隔制御及び監視は、機側で行う制御及び監視より劣ってはならない。これらの遠隔制御及び監視は主電源の停止時にも使用できるものでなければならない。

-4. 消火設備の制御装置及び監視装置が故障の場合であっても、消火設備の健全性が確保されなければならない。

-5. 遠隔制御装置及び監視装置は、故障の場合に可視可聴警報を総合火災制御場所に発する、自己監視機能を有するものでなければならない。

-6. 総合火災制御場所が船橋以外の場所に設けられる場合は、総合火災制御場所で発する警報は船橋においても発しなければならない。ただし、船橋での可視警報は代表表示として差し支えない。

3.1.2 船内通話装置

-1. 総合火災制御場所には、機関制御場所を含む他の制御場所との間で通話可能な、主電源が喪失した場合にも使用できる通話装置を備えなければならない。自動交換電話を本通話装置として設置する場合は、割込み機能を有するものとしなければならない。

-2. 総合火災制御場所には、消防員装具着用者との通話のために、主電源が喪失した場合にも使用できる無線通話装置を備えなければならない。

3.1.3 船内放送装置

総合火災制御場所には、総合火災制御場所で発信し、すべての居住区域、業務区域及び機関制御場所を含む他の制御場所で聴取できる、主電源が喪失した場合にも使用できる船内放送装置を備えなければならない。

3.1.4 照明装置

総合火災制御場所には、安全上十分な非常照明装置を設けなければならない。

3.2 消防員装具

3.2.1 消防員装具の数

鋼船規則 R 編 23.2.1 又は N 編 11.6.1 により要求される消防員装具の数は、少なくとも 4 組としなければならない。

3.2.2 消防員装具の呼吸具

- 1. 消防員装具の一部として要求される呼吸具は、少なくとも開放空気 1,200l の容量を有する自蔵式空気呼吸具でなければならない。
- 2. おのおのの呼吸具は、有効な無線通話装置が内蔵され相互間及び総合火災制御場所との間で通話可能なものでなければならない。
- 3. 3.2.1 により装備する消防員装具の自蔵式空気呼吸具は、200%の予備圧縮空気ポンペを有するものでなければならない。

3.3 防火及び消火の手引書

3.3.1 一般

防火及び消火の手引書を本船上に備えなければならない。

表 3.1 固定式火災探知警報装置の遠隔監視

項目	監視	
	表示	警報
居住区域，業務区域，機関区域内	火災の発生場所	火災発生 電源喪失

表 3.2 消火ポンプ及び消火主管の遠隔制御及び監視

項目	制御	監視	
		表示	警報
主消火ポンプ	始動・停止	運転・停止	異常停止 電源喪失*1)
非常用消火ポンプ	始動・停止	運転・停止	電源喪失*1)
消火主管	—	圧力	低圧
関係弁*2)*3)	開・閉	開・閉	—

(注)

- 1. 電動機駆動のものに限る。
- 2. 常時「開」で使用される弁は該当から外して差し支えない。
- 3. 消火栓は除く。

表 3.3 固定式炭酸ガス消火装置の遠隔制御及び監視

項目	制御	監視	
		表示	警報
放出のための電源（該当する場合）	—	—	電源喪失
放出のための圧力源（該当する場合）	—	—	低圧
放出前警報	発信	—	放出前
放出制御弁及び切換弁	開	開・閉	—

表 3.4 固定式高膨脹泡消火装置の遠隔制御及び監視

項目	制御	監視	
		表示	警報
システム	作動・停止	作動	異常*)
区画制御弁	開・閉	開・閉	—

(注)

* システム異常には、泡消火液のラインの圧力低下及び水供給ラインの圧力低下を含めること。

表 3.5 固定式加圧水噴霧消火装置の遠隔制御及び監視

項目	制御	監視	
		表示	警報
水供給ポンプ	始動・停止	運転・停止	異常停止 電源喪失*)
システムの水圧	—	—	低圧
区画制御弁	開・閉	開・閉	—

(注)

* 電動機駆動のものに限る。

表 3.6 可燃性油ポンプ等の遠隔制御及び監視

項目	制御	監視	
		表示	警報
可燃性油ポンプ	停止	運転・停止	—
A 類機関区域の可燃性油タンクの出口弁	閉	開・閉	—

表 3.7 A 類機関区域の通風装置及びボイラ用送風機の遠隔制御及び監視

項目	制御	監視	
		表示	警報
A 類機関区域の通風機及びボイラ用送風機	停止	運転・停止	—
A 類機関区域の排煙用通風機	始動・停止	運転・停止	—
A 類機関区域開口部のダンパ	開*)・閉	開・閉	—

(注)

* 排煙のためのものに限る。

表 3.8 TV モニタによる A 類機関区域内の遠隔監視

項目	監視	
	表示	警報
A 類機関区域内	映像	—

表 3.9 固定式局所消火装置の遠隔制御及び監視

項目	制御	監視	
		表示	警報
システム	作動・停止	作動場所	—
システムの水圧	—	圧力	低圧

表 3.10 貨物油ポンプ室の通風装置の遠隔制御及び監視

項目	制御	監視	
		表示	警報
貨物油ポンプ室の通風機	停止	運転・停止	—
貨物油ポンプ室開口部のダンパ	閉	開・閉	—

表 3.11 固定式甲板泡消火装置の遠隔制御及び監視

項目	制御	監視	
		表示	警報
水供給ポンプ	始動・停止	運転・停止	異常停止 電源喪失 ^{*1)}
水供給ライン圧力	—	圧力	低圧
泡消火液移送ポンプ（該当する場合）	始動・停止	運転・停止	異常停止 電源喪失 ^{*1)}
泡消火液ライン圧力（泡消火液移送ポンプを備える場合）	—	圧力	低圧
関係弁 ^{*2)*3)}	開・閉	開・閉	—

(注)

1. 電動機駆動のものに限る。
2. 常時「開」で使用される弁は該当から外して差し支えない。
3. モニタ付きの弁は除く。

表 3.12 水噴霧装置の遠隔制御及び監視

項目	制御	監視	
		表示	警報
水供給ポンプ	始動・停止	運転・停止	異常停止 電源喪失 [*]
区画制御弁	開・閉	開・閉	—

(注)

- * 電動機駆動のものに限る。

表 3.13 固定式ドライケミカル粉末消火装置の遠隔制御及び監視

項目	制御	監視	
		表示	警報
起動のための電源（該当する場合）	—	—	電源喪失
起動のための圧力源（該当する場合）	—	—	低圧
加圧媒体	—	—	低圧
モニタ用の分配制御弁	開	開・閉	—

表 3.14 自動スプリンクラ装置の遠隔制御及び監視

項目	制御	監視	
		表示	警報
システム	—	作動区域	作動
水供給ポンプ	始動・停止	運転・停止	異常停止 電源喪失*)
システムの水圧	—	圧力	低圧

(注)

* 電動機駆動のものに限る。

表 3.15 居住区域及び業務区域の通風機の遠隔制御及び監視

項目	制御	監視	
		表示	警報
居住区域及び業務区域の通風機	停止	運転・停止	—

4 章 総合火災制御設備－A 類機関区域

4.1 一般

4.1.1 適用

本章の規定は、設備符号として「IFC・M」又は「IFC・AM」を取得しようとする総合火災制御設備に適用する。

4.2 固定式火災探知警報装置

4.2.1 一般

- 1. A 類機関区域には、[鋼船規則 R 編 29 章](#)の規定に適合する固定式火災探知警報装置を配置しなければならない。
- 2. 前-1.で要求される固定式火災探知警報装置は、作動したセンサーが次の(1)から(9)に示す区域単位で表示されるものでなければならない。

- (1) 機関制御室等の閉囲区画
- (2) 主機として用いられる往復動内燃機関の上方
- (3) 発電機を駆動する往復動内燃機関の設置場所
- (4) ボイラ設置場所
- (5) 熱媒油加熱器設置場所
- (6) イナートガス発生装置設置場所
- (7) 可燃性油清浄機設置場所
- (8) 主配電盤設置場所
- (9) 本会が必要と認める場所

4.3 可燃性油装置等の防火対策

4.3.1 可燃性油ポンプの防火対策

可燃性油ポンプは、総合火災制御場所及び A 類機関区域の出入口付近から停止できるものでなければならない。

4.3.2 可燃性油タンクの弁の防火対策

- 1. 可燃性油タンクの弁又はコックが通常開の状態で使用される場合は、弁の取付け位置で直接閉鎖できるとともに、総合火災制御場所及び A 類機関区域の出入口付近から閉鎖できる遠隔閉鎖構造のものとしなければならない。
- 2. 遠隔閉鎖構造の動力源（油圧、空気圧等）の圧力が低下した場合に、可視可聴警報が発せられなければならない。

4.4 通風機及び閉鎖装置

4.4.1 通風機

- 1. 通風機及びボイラ用送風機は、総合火災制御場所及び A 類機関区域の出入口付近から停止できるものでなければならない。A 類機関区域の通風機を停止する手段は、他の区域の通風機を停止する手段とは完全に分離したものでなければならない。
- 2. A 類機関区域から煙を排出するための措置として、排気式又は可逆式の機械式通風機を設けなければならない。本通風機は非常電源から給電され、総合火災制御場所及び A 類機関区域の出入口付近から発停できなければならない。
- 3. A 類機関区域に固定式炭酸ガス消火装置が使用されている場合は、消火剤が放出される前に、すべての通風機を自動的に停止する装置を備えなければならない。

4.4.2 閉鎖装置

- 1. A 類機関区域開口部のダンパは、総合火災制御場所から遠隔開(*)閉できるものでなければならない。
(*)排煙のためのものに限る。
- 2. A 類機関区域に固定式炭酸ガス消火装置が使用されている場合は、消火剤が放出される前に、すべての開口部のダ

ンパを自動的に閉鎖する措置を講じなければならない。

4.5 TV モニタ

4.5.1 TV モニタ

固定式火災探知警報装置により探知された火災を確認し迅速な初期消火を行うために、総合火災制御場所から、A 類機関区域内の次の(1)から(9)に示す場所を映像により監視することができる TV モニタ装置を備えなければならない。

- (1) 往復動内燃機関の燃料噴射管付近
- (2) 往復動内燃機関の排ガス管付近
- (3) 往復動内燃機関の過給機付近
- (4) ボイラの噴燃装置付近
- (5) 熱媒油加熱器の噴燃装置付近
- (6) イナートガス発生装置の噴燃装置付近
- (7) 可燃性油清浄機付近
- (8) 主配電盤付近
- (9) 本会が必要と認める場所

4.6 固定式局所消火装置

4.6.1 一般

-1. A 類機関区域には、総合火災制御場所及び機側から始動できる固定式局所消火装置を備えなければならない。
 -2. 固定式局所消火装置は本会が承認したものでなければならない。
 -3. 固定式局所消火装置は、固定設置されたもので、次の(1)から(8)に示す場所の火災に対して有効なものでなければならない。

- (1) 往復動内燃機関の排ガス管付近
- (2) 往復動内燃機関の過給機付近
- (3) ボイラの噴燃装置付近
- (4) 熱媒油加熱器の噴燃装置付近
- (5) イナートガス発生装置の噴燃装置付近
- (6) 焼却装置の噴燃装置付近
- (7) 可燃性油清浄機付近
- (8) 本会が必要と認める場所

- 4. 固定式局所消火装置は、-3.に規定する場所に対して独立に作動するものでなければならない。
- 5. 固定式局所消火装置は、原則として、清水散水によるものでなければならない。
- 6. 固定式局所消火装置は、原則として、自動始動するものであってはならない。

5 章 総合火災制御設備－貨物区域

5.1 一般

5.1.1 適用

本章の規定は、設備符号として「IFC・M」又は「IFC・AM」を取得しようとする総合火災制御設備に適用する。

5.2 引火性の液体貨物をばら積で運送する船舶の貨物油ポンプ室

5.2.1 通風機及び閉鎖装置

- 1. 貨物油ポンプ室の通風機は、総合火災制御場所及び貨物油ポンプ室外の適当な場所から停止できるものでなければならない。貨物油ポンプ室用通風機を停止する手段は、他の区域の通風機を停止する手段とは完全に分離したものでなければならない。
- 2. 貨物油ポンプ室開口部のダンパは、総合火災制御場所から閉鎖できるものでなければならない。
- 3. 貨物油ポンプ室に固定式炭酸ガス消火装置が使用されている場合は、消火剤が放出される前に、すべての機械式通風機を自動的に停止し、すべての開口部のダンパを自動的に閉鎖する措置を備えなければならない。

6 章 総合火災制御設備－居住区域及び業務区域

6.1 一般

6.1.1 適用

本章の規定は、設備符号として「IFC・A」又は「IFC・AM」を取得しようとする総合火災制御設備に適用する。

6.2 固定式火災探知警報装置

6.2.1 一般

鋼船規則 R 編 7.5 の規定により居住区域及び業務区域に設置される固定式火災探知警報装置の火災探知器は、煙探知機としなければならない。

6.3 固定式消火装置

6.3.1 一般

居住区域及び業務区域には、鋼船規則 R 編 28 章の規定に適合する自動スプリンクラ装置（火災探知及び火災警報の装置を内蔵するもの）又は本会が適当と認める水噴霧消火装置を設けなければならない。

6.4 通風機

6.4.1 一般

- 1. 居住区域及び業務区域の通風機は、総合火災制御場所及び通風機が設置される区画外の適当な場所から停止できるものでなければならない。
- 2. 居住区域及び業務区域の通風機は、固定式火災探知警報装置の火災警報により、自動停止するものでなければならない。